

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本赤十字労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 4 月 13 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 29 年 4 月 6 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院、茨城県赤十字血液センター（以上、茨城）、前橋赤十字病院（群馬）、小川赤十字病院（埼玉）、横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター、神奈川県赤十字血液センター横浜事業所（以上、神奈川）、長岡赤十字病院（新潟）、長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター松本出張所、長野県赤十字血液センター諏訪出

張所（以上、長野）、岐阜赤十字病院、高山赤十字病院、岐阜県赤十字血液センター（以上、岐阜）、静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター、静岡県赤十字血液センター浜松事業所（以上、静岡）、伊勢赤十字病院、三重県赤十字血液センター（以上、三重）、京都第一赤十字病院、舞鶴赤十字病院（以上、京都）、大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロック血液センター、大阪府赤十字血液センター北大阪事業所、大阪府赤十字血液センター南大阪事業所（以上、大阪）、神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院、兵庫県災害医療センター（以上、兵庫）、徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島赤十字乳児院、徳島県赤十字血液センター（以上、徳島）、松山赤十字病院、愛媛県赤十字血液センター（以上、愛媛）、福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター、福岡県赤十字血液センター北九州事業所（以上、福岡）、長崎県赤十字血液センター（長崎）、熊本県赤十字血液センター（熊本）、宮崎県赤十字血液センター（宮崎）、沖縄県赤十字血液センター（沖縄）